

刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告募集要項

1 募集内容

刈谷市では、財源の確保と地域経済の振興を図ることを目的に、刈谷市コミュニティバス車両に掲載する有料広告を募集しています。

2 広告の媒体等

(1) 広告媒体

刈谷市コミュニティバス車両（車両の所有者は運行事業者）

(2) 募集車両・路線名

○募集車両（中型バス）：レインボー（日野自動車）

○対象路線：逢妻線（1台）

3 掲載規格及び料金等

(1) 掲載規格・広告料

中型バス（レインボー）

掲載場所（P5 参照）	サイズ（縦×横）	広告料（年額）
乗降口側中央 ①	約 1 0 0 c m × 約 3 3 0 c m	1 5 0, 0 0 0 円
乗降口側後方 ②	約 8 0 c m × 約 9 3 c m	3 0, 0 0 0 円
車両後部 ③	約 1 2 4 c m × 約 2 0 3 c m	1 0 0, 0 0 0 円
運転席側中央 ④	約 1 0 0 c m × 約 3 3 0 c m	1 2 0, 0 0 0 円
①～④を含む 車体下部※ ¹	（窓ガラス部分を除く、窓より 下のみ）	4 0 0, 0 0 0 円
①～④を含む 車両全体※ ²	（窓ガラス部分を除く）	5 0 0, 0 0 0 円

※¹、※²については、本要項の 6 ページを参照してください。

ア 掲載可能スペースには各種ランプ部分や板金の切れ目部分が含まれていますので、これらを考慮した上で広告デザインの作製及び掲載作業を実施してください。

イ 広告デザインの作製にあたり、実車の採寸が必要となる場合は、事務局へ申し出てください。

ウ 掲載可能スペースの範囲内であっても、法令等に抵触したり、運行に支障が生じる可能性のある位置への掲載は不可とします。「①～④を含む車体下部」および「①～④を含む車両全体」を選択した場合は、掲載場所①～④以外の場所を利用した広告デザインを行うことができます。ただし、コミュニティバス「かりまる」のロゴ、運行事業者名および車両番号等を掲載してください。

エ 「①～④を含む車両全体」を選択した場合は、逢妻線のベースカラー（赤色）を基調とした広告デザインの作製をしてください。

（２）掲載方法

車体塗装を傷つけない特殊フィルム等で作製した広告を掲載可能スペースに貼付する方法とします。なお、広告掲載作業を実施する業者は広告主で選定してください。

４ 広告の掲載可能期間

掲載可能期間は、事務局と広告主との協議により決めるものとします。また、月の途中からの掲載開始又は月の途中までの掲載終了も可能ですが、それぞれ掲載開始月の１日から掲載または掲載終了月の最終日まで掲載したものとして取り扱います。

なお、翌年度以降も継続して広告掲載を希望する場合は、市と広告主との協議により対応を決定することとします。

５ 広告の掲載申込み

次の書類を事務局に提出してください。

（１）刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載申込書（様式第１号）

（２）会社等の概要を説明する書類（パンフレット等）

（３）市町村税の完納証明書（刈谷市内の事業者において、事務局による刈谷市税に関する税務資料の閲覧に同意する場合は添付不要）

６ 広告掲載決定までの流れ

（１）広告掲載の仮決定

提出された刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告掲載申込書等を刈谷市広告掲載要綱及び刈谷市コミュニティバス「かりまる」広告取扱要領（以下「要綱及び要領」という。）に基づいて審査し、広告主として適当であると認められる場合は、広告掲載の仮決定を文書で通知します。

仮決定通知の受領後、広告内容の検討に着手し、事務局が指定する期日までに広告素案を提出してください。広告素案は掲載内容が決まり次第、なるべく早めに提出してください。

（２）広告掲載の正式決定

広告掲載の仮決定後に提出された広告素案を要綱及び要領に基づいて審査し、広告の掲載又は不掲載を正式に決定し、結果を通知します。

<スケジュール>

事項	日付・期間	備考
募集開始	令和8年10月6日（火）から 令和8年11月6日（金）	事務局へ必要書類を窓口または電子メールで提出してください（郵送可、郵送の場合は、11月6日必着）。
抽選実施	令和8年11月10日（火）	※複数の申込があり、広告主が決まらない場合のみ実施（時間等は後日通知）。
広告主 仮決定	令和8年11月13日（金）まで	決定後、事務局から仮決定通知書を送付します。
広告素案 提出	令和8年11月16日（月）から 令和8年12月16日（水）	事務局へ必要書類を窓口または電子メールで提出してください（郵送可、郵送の場合は12月16日必着）。提出された素案について事務局にて審査を行います。
広告掲載 決定	令和8年12月18日（金）まで	広告主に事務局から掲載決定通知書を送付します。

7 広告料

（1）広告料

次の算式により算出した額（100円未満の端数切上げ）とします。

【広告料（年額）×掲載開始月から掲載終了月までの月数÷12】

※日割り計算は行わないものとします。

（2）納入方法

市が交付する納入通知書により納入してください。

（3）広告掲載車両が運行しなかった場合の取扱い

車両整備、点検、天災等により広告掲載車両の各月の1日から月末までの1か月を通じて運行しなかった場合は、年間の広告料を12で除して得た1か月分を、1か月あたりの運行日数が15日に満たない場合は、運行しなかった日数分の広告料を日割り計算により算出し、返金します（100円未満切捨て）。

8 掲載を決定した広告の変更・取下げ等

（1）広告の変更

会社名の変更等、市がやむを得ない事情として認めた場合は、広告を変更することができます。この場合、変更の内容と理由を記した申出書に変更後の広告素案を添えて、事務局に提出してください。

（2）広告の取下げ

掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、取下げの理由を記した申出書を事務局に提出してください。この場合、原則として広告料は還付しません。

(3) 掲載中の広告の撤去

市が指定する日までに広告料が納入されない等の理由により広告掲載が取り消された時、市が広告の撤去を要請した時は、速やかに広告を撤去していただきます。

9 注意事項

次に掲げる事項については、全て広告主に負担していただきます。

(1) 申込みに関する全ての書類の作成及び提出に係る費用

(2) 広告の作製費用

(3) 広告代理店の仲介手数料

(4) コミュニティバス運行時間帯に広告掲載及び撤去作業等を実施する場合の代車運行に係る費用

(5) 同作業中に広告主側の責により生じたバス車両の損傷に関する修復費用

(6) 広告掲載取消しに伴う撤去作業に係る費用等

10 問い合わせ先

事務局：刈谷市役所 都市政策部 都市交通課 公共交通係

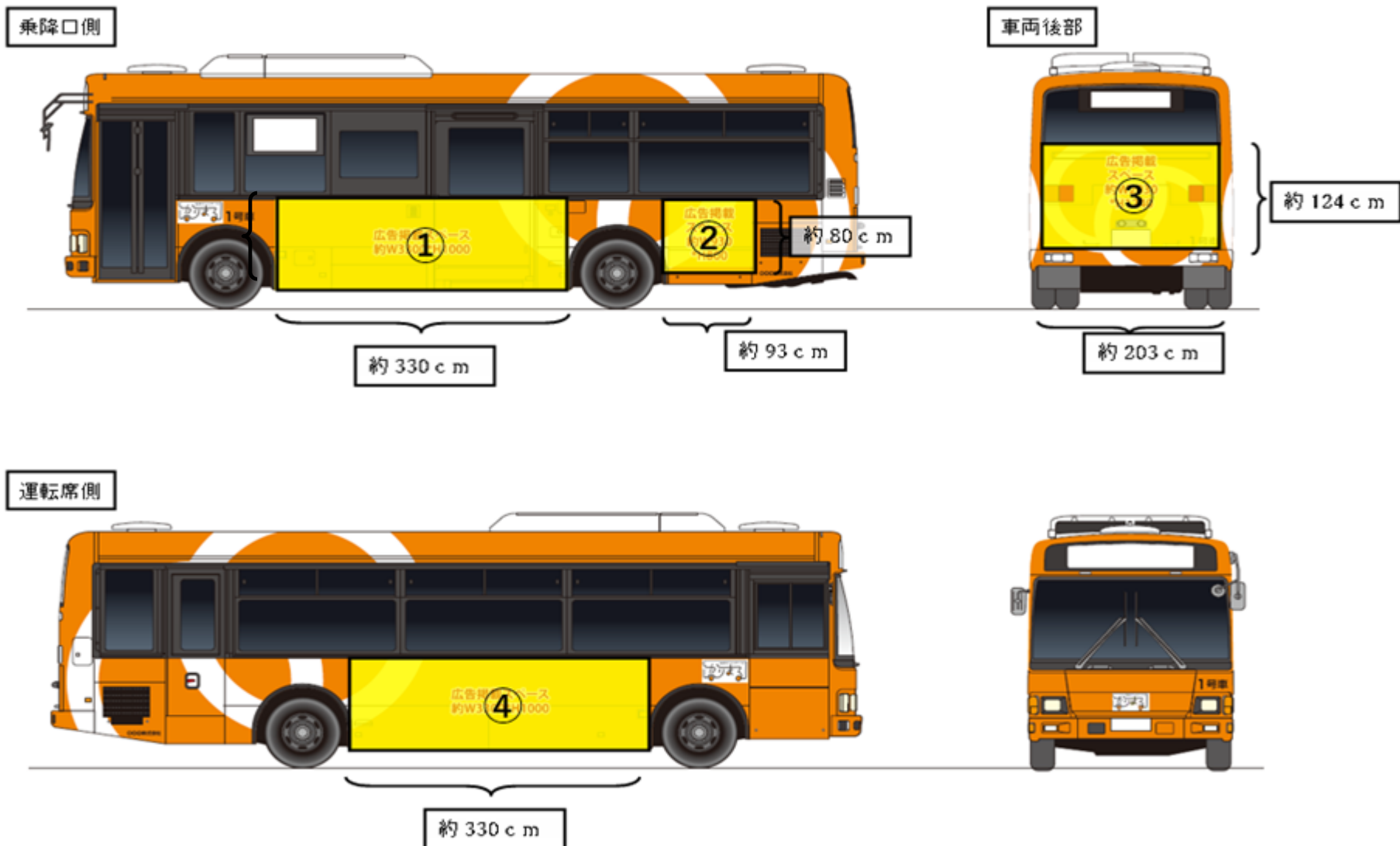
所在地：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-95-0004

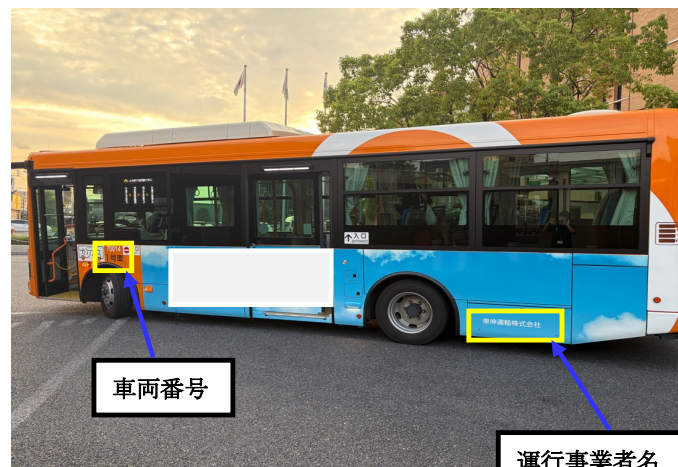
FAX：0566-23-9331

電子メール：tokou@city.kariya.lg.jp

中型バス（レインボー）



①～④（車体下部）ラッピング イメージ



車両番号

運行事業者名
(〇〇株式会社)

①～④（車両全体）ラッピング イメージ



「かりまる」ロゴ

